

# 令和2年度 丹波篠山市立西紀南小学校いじめ防止基本方針

令和2年4月3日

## I いじめ防止等のための学校の方針

- (1) 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、家庭、地域、行政機関その他関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。
- (4) 教職員がいじめを許さない確固たる信念を持ち、いじめを防止するための判断力や指導力を高めるため、資質の向上に向けた研修等を計画的に行う。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と役割

### (1) いじめ等対応委員会の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」として、「いじめ等対応委員会」を置く。

### (2) いじめ等対応委員会の構成

「いじめ等対応委員会」には、校長、教頭、生徒指導担当、**生徒指導委員会メンバー**、養護教諭、当該学級担任、sc (スクールカウンセラー)、ssw (スクールソーシャルワーカー) を置く。

### (3) いじめ等対応委員会の役割

- ア 学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。
- オ 重大事態（6の項参照）が発生した際に、速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る役割。

## 3 いじめの未然防止の取組

人権尊重の精神を基盤にして、児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる心を育てることで、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む。また、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての職員がもち、危機意識を喚起することで、未然防止に取り組む。

取組	ねらい	具体的な内容（時期・回数等）
人権教育の充実	生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る	<ul style="list-style-type: none"><li>・「ほほえみ」等を活用した人権・同和教育の推進</li><li>・人権朝会（10回実施/年）</li><li>・人権の日の取り組み</li></ul>
道徳教育の充実	人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等にふれ、自分自身の行動を省み、他人を思いやる心を育む	<ul style="list-style-type: none"><li>・「兵庫版道徳教育副読本」等を活用した道徳教育の推進</li><li>・教科書「きみが いちばん ひかるとき」</li></ul>
体験教育の充実	他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育む	<ul style="list-style-type: none"><li>・体験型環境学習の推進</li><li>・自然学校</li><li>・幼児ふれあい体験</li><li>・ボランティア福祉体験</li><li>・伝統文化芸術体験</li></ul>
コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実	他者と関わる機会を増やすことで、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけさせる	<ul style="list-style-type: none"><li>・「『命の大切さ』を実感させるプログラム」の活用</li></ul>
児童が自ら主体的に行う取組の充実	児童会が中心となり、異年齢交流（なかよし班活動）を行うことで、お互いに認め合い、助け合う関係を構築する。	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童会行事（なかよし班遊び、収穫祭等）</li><li>・あいさつ運動（児童会が中心となって行う）</li></ul>

## 4 いじめの早期発見の取組

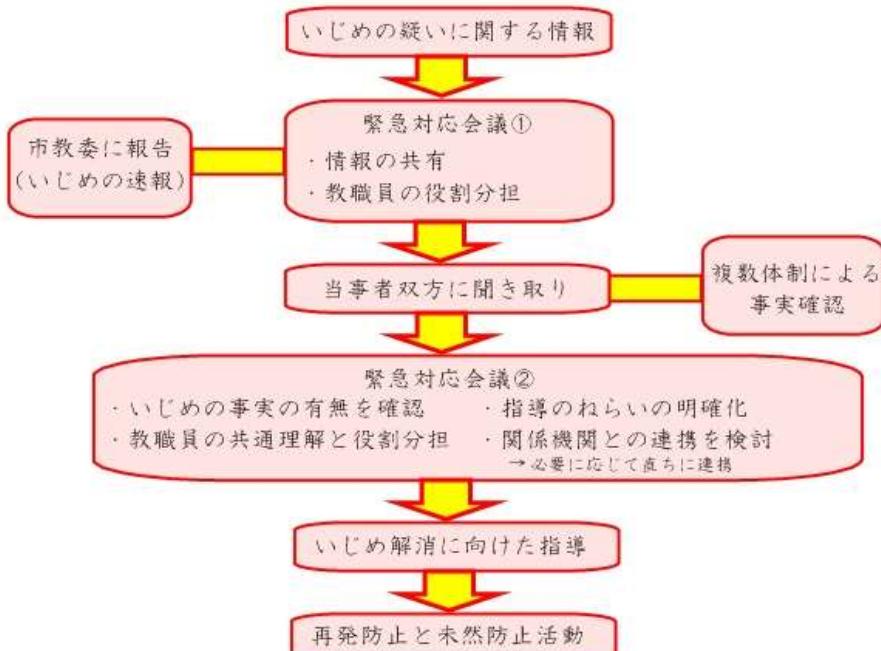
早期発見の基本は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもつことである。気づいた情報は確実に共有し、情報に基づき速やかに対応する。また、定期的な面談や各種調査を併用する。

取組	ねらい	具体的な内容（時期・回数等）
日々の観察	担任と子ども・保護者の連携、信頼関係の構築	みんな生活週間の活用 連絡帳
教育相談 (学校カウンセリング)	子どもが日頃から相談できる環境づくり	みんな相談週間を年3回実施
いじめ実態調査アンケート	いじめの実態把握	学期に1回以上
保護者との情報共有	保護者との連携・情報共有	家庭訪問（随時） 個人懇談 学級懇談会 学校だよりでの啓発（月1発行）
地域との連携	地域との連携・信頼関係の構築	民生児童委員との連絡会 見守り隊との連携 学校運営協議会
情報教育	ネット上のいじめの早期発見	講演（ネット上の危険について） 職員研修

## 5 いじめの早期対応の取組

いじめの兆候を発見した時は、校長を核とした「いじめ等対応委員会」が中心となり、学校全体で組織的に対応する。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に、事実関係の把握、加害児童の指導など、問題の解消まで迅速に対応する。

### (1) いじめ対応の基本的な流れ



## (2) いじめが起きた場合の対応

### ア いじめられた子どもに対して

#### ○子どもに対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てるなどを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ・担任が一人で抱えることのないよう組織的に取り組む。

#### ○保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意し、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

### イ いじめた子どもに対して

#### ○子どもに対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられている側の気持ちを認識させる。
- ・担任が一人で抱えることのないよう組織的に取り組む。

#### ○保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

### ウ 周りの子どもに対して

- ・当事者だけの問題にとどまらず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることだと理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

### エ 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どもの良さを見つけ、ほめたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用も含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

・児童が自殺を意識した場合

・身体に重大な障害を負った場合

・金品等に重大な被害が出た場合

・精神性の疾患を発症した場合等

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときも、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

### (2) 重大事態の報告・調査

重大事態が発生した場合、学校は、市教育委員会に重大事態の発生を報告する。

市教育委員会において、調査の主体を学校が担うか、市教育委員会が担うか判断することとなるが、学校が調査の主体となる場合、以下のような対応にあたる。

①いじめ等対応委員会を重大事態の調査組織として、いじめ等対応委員会を母体とし、事態に応じた専門家を加えた組織を設置



②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施



③いじめを受けた児童の保護者に対して情報を適切に提供



④調査結果を市教育委員会に報告



⑤調査結果をふまえた必要な措置の実施